

「教授会自治」の変容と認証評価 —2014年学校教育法改正を基軸として—

早田 幸政

中央大学理工学部教授

【目次】

はじめに

- I. 中央教育審議会のガバナンス改革に関する提言と2014年改正学校教育法
 1. 2014年2月中央教育審議会大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」に見る教授会の在り方
 2. 2014年改正学校教育法に見る教授会の役割・法的位置づけ
- II. 教授会の在り方に関する制度改正の沿革
 1. 教授会の在り方に関わる論議の系譜
 2. 1999年国立学校設置法改正と教授会の役割の変容
 - (1) 1999年国立学校設置法改正の背景
 - (2) 1999年国立学校設置法改正の内容
 - (3) 1999年国立学校設置法改正の意義
- III. 2014年学校教育法改正に伴う認証評価の対応
 1. 従来における大学基準協会の「大学評価」と教授会の位置づけ
 2. 2014年改正学校教育法と認証評価基準
- IV. 教授会制度改革後の認証評価基準の行方—むすびにかえて—

[キーワード]

2014年改正学校教育法、学長と教授会の関係、教授会自治、教員人事権、認証評価

はじめに

2014年6月、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正がなされるとともに、同改正等を踏まえ、同年8月、学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部改正がなされた。それらは、2015年4月より施行されている。

この改正は、全学的視点に立脚した教学上の効率性・機動性を高めるべく、学長を軸とするガバナンス体制・機能の強化を図ることを目的としたもので、副学長の職務、教授会の役割・法的位置づけ、国立大学法人における学長等の選考の在り方並びに経営協議会・教育研究評議会の組織体制に関わる事項等を対象に行われた。このうち本稿で主に扱うのは、改正学校教育法における教授会の役割・法的位置づけに関するものである。

筆者に与えられた当初のテーマは、「学校教育法改正と認証評価への影響」というものであった。このテーマに沿った論稿に仕上げるため、次のような構成で論述を進めていくこととする。まず最初に、教授会の在り方に関わる今次の学校教育法改正の意義について確認した上で、同改正に至る沿革を概観する。次いで、同改正が現下の認証評価基準を軸とする認証評価の規範に与えたインパクトについて考察を試みる。そして最後に、今次の学校教育法改正が将来に亘る高等教育の全体的枠組みに如何なる影響をもたらし、それが認証評価基準等にどう波及していくのかについて簡潔に推論を提示したい。

I. 中央教育審議会のガバナンス改革に関する提言と2014年改正学校教育法

1. 2014年2月中央教育審議会大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」に見る教授会の在り方

大学の「ガバナンス」の在り方については、科学技術の進歩やグローバル化の進展、さらには社会経済のめまぐるしい変化に伴う多様な需要に対応できるように、大学の意思決定の迅速化や効率化を求める提言が近年相次いで提起されてきた（そうしたものの例として、ここでは取り敢えず2009年のOECD『日本の大学改革—OECD 高等教育政策レビュー—：日本』^(注1)、経済同友会『私立大学におけるガバナンス改革—高等教育の質の向上を目指して—』^(注2)の二つを挙げておく）。

こうした中、官邸主導でまとめられた2014年2月の教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」、閣議決定「第二期教育振興基本計画」は、学長が全学的なリーダーシップを発揮できるように大学のガバナンス機能の強化のための施策を講ずる方向性を提示した。

これを受けて2014年2月、中央教育審議会（以下、原則、「中教審」と略記）大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（以下、原則、「審議まとめ」と略記）が公表され、大学の自主性・自律性に裏打ちされたガバナンス改革を学長のリーダーシップの下で行うための諸改革の推進方策を提言した。

本「審議まとめ」は、学内改革を円滑かつ効率的に行う上で、改革方針を具体的に実現できるように学長のリーダーシップ発揮の方策を具体的に示した。このうち本「審議まとめ」が、学校教育法上、学長権限とされるべき事項が各学部にも権限配分され、それが学長のリーダーシップの足かせとなっていないかどうか、内部規則等の総点検・見直しを求める指摘をした点は重要である。本「審議まとめ」は併せて、学長補佐体制の強化、大学執行部を支える高度専門職の育成・配置、事務職員に対する組織的なSDの実施、IR

の充実等も提言した。

ところで、本「審議まとめ」は、教授会の役割・法的位置づけに関し、審議機関としての本来の機能を果たすことを求め、「教授会の役割の明確化」を基本とする改革提言を行った。

その具体的な中身は、a) 教授会は、あくまでも合議制の審議機関であること、従って「重要事項」を対象とした教授会の審議を十分に考慮しつつも、最終的な意思決定権者は、学長であること、b) 教授会の審議事項の明確化を図ること、関連して、本来的に学長や理事長の権限に属する事項であるにもかかわらず、その中に教授会決定事項が含まれていないかの総点検・見直しが必要であること、c) 学部や研究科単位の教授会にとどまらず、機能別に組織される多様な教授会が存在することを踏まえ、教授会の設置単位を総点検すべきこと、などであった。

ところで、伝統的に認められてきた教授会の人事の自治に関して、本「審議まとめ」は、「大学の自治」は大学への公権力による「不当な介入」を排除することを趣旨としているとの前提に依拠し、「甲南大学事件」における教員人事権の帰属主体に言及した1998年11月26日の大阪高等裁判所判決^(注3)を引き合いに出しながら、学部所属の全教員が大学運営に関する事項の意思決定に関与することが保障されるものではない、との立場を明確にした。関連して本「審議まとめ」は、教員ポストの「配置」を学長の判断事項とするとともに、そこに配置される教員の「選考」は、教員組織の意見を十分考慮しつつ学長が最終決定を行うべきものとした。そして、その選考に当たり、人事方針が大学の方針に適しているか否かの判断や選考基準・手続の適正性の判断は学長が行うものとされ、その結果如何により、教授会に対し審査の差し戻しを行うことも認められるものとされた。

中教審大学分科会の上記「審議まとめ」からわずか2か月足らずの後の2014年4月、日本経済団体連合会「次代を担う人材育成に向けて求められる教育改革」が公表された。そこでは、学長のリーダーシップを発揮させるための仕組みの制度化や学部・研究科の組織再編とそれに伴う教授会の設置単位の見直し等の

提言が前面に打ち出され、次に見る学校教育法改正を誘因する強力な原動力となった。

2. 2014年改正学校教育法に見る教授会の役割・法的位置づけ

そもそも「教授会自治」の淵源は、1893年の改正帝国大学令によって帝国大学に講座制が導入され、教授を頂点とする階層構造の中で講座自治の仕組みが誕生したことに端を発する。この自治的仕組みは、各帝国大学を構成する「分科大学」における人事の自治として構築され、次第に国・公・私立を通じ、「学部」を教学単位とする「教授会自治」として定着していった。

ところで伝統的な憲法・教育法学説はこれまで、現行憲法下の我が国大学には「大学の自治」が保障されている、とする立場をとってきた。その所以は、憲法23条が保障する「学問の自由」は「大学の自治」と密接不可分の関係にあり、沿革的にも相補的な関係の中で両概念が醸成されてきたことなどの点にあるとした。東大ボボロ劇団事件における1963年5月の最高裁判所大法廷判決も、そうした伝統学説を踏まえた上で、大学の自治は、人事権を軸とする「教授会自治」であるとの見解を示した（最大判昭38.5.22判時335号5頁）。総じて今日もなお、多くの憲法学説が、大学運営の意思決定プロセスにおける教授会権限に優越的な地位を認める立場に立っている。

さて改正前の学校教育法93条1項は、教授会について「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と定めていた。

同規定の基本的趣旨として、それが、我が国全ての大学について「教授会を必置の機関とし重要な事項を審議するという権限を保障」したものとして理解されてきた（鈴木（2009.11）、801頁）。

ここに言う「教授会」については、大学が「学部」を基本単位に組織されていることに着目して学部毎に置くべきであるとする伝統的な見解に対し、政府系解釈は、教授会の設置単位に制約はなく、大学の規模・組織編制の状況に応じ、各設置者の定めるところに委ねられる、とする立場を示してきた（鈴木（2009.11）、802頁）。後者の見解は、教授会が審議する事項の範囲

については、同様に各設置者の判断に委ねられるが、概ね改正前学校教育法施行規則144条に定める事項に準拠するとともに、法人化前の国立大学の場合、旧国立学校設置法の規定する事項及び教育公務員特例法の規定によりその権限とされた事項がこれに該当するものと理解してきた。そして私立大学における意思決定プロセスにおける教授会の位置づけについて、同解釈は、意思決定権者はあくまで理事会であり、教学事項については教授会審議の重要性に十分配慮すべきとの立場に立つ一方で、国立大学法人における教授会の位置づけについて、私立大学と同列に論じてよいかどうかは「今後の検討課題」とであるとしてきた（鈴木（2009.11）、810頁～811頁）。

2014年の改正学校教育法は、教授会の設置根拠規定として「大学に教授会を置く」（学校教育法93条1項）とする定めを置くとともに、教授会の職務として、a）学生の入学・卒業及び課程の修了、b）学位授与、c）a）及びb）以外の教育研究に関する重要事項で学長が定めたもの、について学長が決定を行うに当り「意見を述べる」旨を定めた（同法93条2項）。ここに言うa）、b）以外の「教育研究に関する重要事項」として、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査などが挙げられる。さらに改正学校教育法は、93条2項に規定するもののほかに、学長、学部長等が掌理する教育研究に関する事項について「審議」し、学長、学部長等の求めに応じ「意見を述べることができる」旨の規定（同法93条3項）を置いた。また、改正学校教育法に上記規定が置かれたことに伴い、学生の入・退学、転学、留学、休学及び卒業に関する事項は「教授会の議を経て、学長が定める」としていたそれまでの学校教育法施行規則144条が全文削除された。

この制度改正に併せて、文部科学省は「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」（文部科学省高等教育局長・研究振興局長、文科高第441号平26.8.29）（以下、原則、「平26.8.29文科高第441号通知」と略記）を発売し、そこで改正学校教育の該当条文の公定解釈指針を示した。そこでは、教授会の役割、法的位置づけに

ついて、次の点が強調された。

その第一が、教授会は、教育研究に関する事項の「審議機関」とするとともに、これら事項の決定権者である「学長等」に対し「意見を述べる」関係にあるとされた点である。従って、学長決定が教授会の判断に拘束される仕組みとなっている場合、「権限と責任の不一致」が生じた状態であり、学長が最終決定権を行使する仕組みへと転換すべきものとされた。第二が、学校教育法93条2項各号に掲げる事項については、教授会が学長に対し、意見を述べる義務が課されているとされた点である。第三が、学校教育法93条2項に基づき教授会が意見を述べるべき事項は、「学長裁定」などの方法で学長が予めこれを明確化しておく必要があるとされた点である。第四が、学長からの意見の提示要請がない場合でも、教育研究に関する事項を対象に審議した結果を、事実行為として学長に伝えることは差支えないとされた点である。第五が、教授会は学部や研究科単位で必ず置く必要はなく、全学教授会、学科や専攻単位の教授会、機能別に組織される教授会（教育課程編成委員会、人事委員会等）などその在り方は多様であることから、各大学において、適切な教授会の設置単位について再点検すべきこととされた点である。

このように、教授会については、学校教育法及び同施行規則さらには「平26.8.29文科高第441号通知」などによって、その役割や法的地位に大きな縛りがかけられることとなった一方で、学長の役割、権限について法制的な変更が加えられることなく、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」（学教法92条3項）とする規定が継承された。

この規定の意義・解釈について、鈴木『逐条』は、「校務をつかさどり」とは「学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を明らかにしているもの」とされるとともに、「所属職員を統督する」とは、「大学における教員の職務の特殊性に基づき、一般行政官庁における関係に比べて、より包括的、大局的な立場が重視されるべきことを意味」するものと解した（同書784～785頁）。上記「平26.8.29文科高第441号通知」も、こうした解釈をあらためて確認した。但し、

その強力な学長権限は学長の無答責につながるものではなく、「学長の業務執行の状況」を学長選考組織、監事が恒常的に確認するとともに、自己点検・評価や認証評価を通じ、その活動状況に対する適切な評価を行う必要性についても言及がなされた（「平26.8.29文科高第441号通知」）。このことに関連して、上記「（審議まとめ）」は、さらに、学長選考組織や監事が支援・助言を行ってもなお、学長の業務執行が十分でないと判断される場合、学長選考組織は、任命権者に対しその解任を申し出る責務がある、と述べている。

なお、私立大学における学長と理事会の関係については、私立学校法36条により、学校法人がその運営に責任を負い、理事会が最終意思決定機関として位置づけられるなど、両者の関係に変更はないものとされた（「平26.8.29文科高第441号通知」）。

II. 教授会の在り方に関する制度改正の沿革

1. 教授会の在り方に関わる論議の系譜

戦後、憲法原理の抜本的な転換がなされた後も、教授を講座のヒエラルキーの頂点とする教員組織体制は、伝統的な教授会自治の下で温存された。そして新制大学制度が発足し、私立大学が飛躍的に増加していく中で、この「教授会自治」は、国・公・私立という設置形態の差異を超え、我が国大学に普遍的に通用する「原理」とする意識が大学関係者の間に浸透していった。

しかしそうした我が国大学に固有の伝統的な仕組みは、その後の政治・経済そして社会の状況の変化を背景に、高等教育政策の展開過程で変貌を見るところとなった。

まず、1947年～1948年の時期、総司司令部・CI & E並びに我が国文教当局の側から、教育委員会制度の発足を見据えた「国立大学一部地方移譲案」や米国の制度を模した「大学理事会案」が示された。1948年7月には、文部省より「大学法試案要綱」が明らかにされた。そこでも、米国の大学の理事会制度に倣い、国立大学の管理を掌る機関に学外者を加える構想が示された。それらはいずれも、大学自治への大きな脅威になるという大学関係者からの強い反対を受け、日の目を

見ることはなかった。

1950年、第二次米国教育使節団は、その報告書で、教授会自治への修正を迫るとともに、各大学の方針を樹立する会議体の構成員の大半を学外者で構成するよう求めた。1951年には、同報告書の趣旨と同様の視点に立った「国立大学管理法案」が国会に提出されたが廃案となった。

その後、中央教育審議会は、1963年1月に「大学教育の改善について（答申）」を公にし、国立大学の管理運営の変革を視野に入れた提言を行った。そこでは、a) 学長は大学の管理運営の総括的責任者であり、学部長は学部の責任者である一方で、評議会は全学の、教授会は学部の重要事項をそれぞれ審議する機関であること、b) 教授会の審議事項は、教育研究計画、教育指導と「学業評価」、人事、学位・称号に関する事項に限定すること、c) 大学内に学外者を加えた機関を設置すること、の諸点が示された。さらに中教審は、1971年6月の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）」を公表し、あらためて国・公立大学の管理運営に関する改革提言を提起した。そこでは、a) 教育組織と研究組織の機能的な分離、b) 設置者から大幅な権限移譲を受け責任を託された管理運営を掌る「理事機関」の新設、c) 新設「理事機関」は、大学内部者、設置者の選考による者、学外者の三者で構成、等の提言がなされた。

1984年8月に総理府に設置された臨時教育審議会による1987年4月の「第三次答申」は、高等教育機関の組織・運営の改革方向を提示した。そこでは、a) 国立大学の自由度を高めることを前提に、学長を中心とした執行部の指導性の確立、b) 私立大学にあっては、教学の管理運営組織と合議制審議機関としての教授会との間の役割分担の明確化と協調関係の確立並びに理事会と教学の適切な機能分担、c) 学外有識者の参加を得た諮問機関の設置・運用、の諸点が示された。

2. 1999年国立学校設置法改正と教授会の役割の変容

(1) 1999年国立学校設置法改正の背景

21世紀の到来を間近に控えた1990年代後半、18歳人

口急減という厳しい競争的環境の中で、新たな学生層の資質・能力に対応させた教育改革に取り組むとともに、スリムで効率的な経営体質へと大学を転換させていくことが急務の課題となった。

また、政府の行財政改革の中で、国立大学の法人化問題が急浮上し、2003年までにこの問題に対して一定の結論を出すことについて既に行政決定を見ていた。こうした政治動向を背景に、国立大学に対してはその固有の「存在」意義について説明が求められるとともに、短期間のうちに「民間」組織体に比肩できるような効率性・機動性を発揮できる組織体制へと国立大学の運営体制を改変することが強く求められるところとなった。

国立大の在り方を巡るこうした状況の下、1987年9月に文部大臣の諮問機関として同省に設置されていた大学審議会は、1998年10月、「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—（答申）」を公にした。そして、大学、とりわけ国立大学の組織運営改革の方向性について次の4点を提示した。

その第1が、学長を軸とする執行部と評議会等の全学的審議機関並びに学部長と学部教授会等の学部審議機関との間の各々の機能分担を明確にした上で、それらの連携協力の下で意思決定を行いうる基本的枠組みを整備する必要性に係るものであった。第2が、学長を中心とする全学運営体制の整備に準じ、学部長を中心とする学部の運営体制についても所要の整備を進めるべきであるとするものであった。第3が、評議会、学部教授会の各審議機関が審議すべき事項を、法制上、明確化する必要性に係るものであった。第4が、社会の意見を聴取し、社会に対して責任を明らかにする組織として「大学運営協議会（仮称）」といった仕組みの整備を求めるものであった。

(2) 1999年国立学校設置法改正の内容

我が国大学に保障された自治権は、すでに見たように、国・公・私立のいずれの大学においても、「学部」や「研究科」などを教学単位とする「教授会自治」として定着し、その核心をなすのが「人事の自治」であった。

そして、その自治権が憲法23条の下で制度的に保障されているという憲法理論の支えもあって、国・公立大学を直接の対象として、とりわけ人事における教学の優位性を承認する法制度が構築されてきた。

この点を具体的に見ていくと、1953年4月の「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」は、部局横断的な教学組織である「評議会」に人事を含む重要な権限を認め学長権限を拘束していた（但し、国立学校設置法改正に伴い同規則は廃止）。また、教育公務員特例法も、教員人事が「教授会の議に基づき学長が行う」（同法3条5項）と定め、その実質的決定権限が教授会に帰属するような文言が用いられるとともに、学説の多くもその文言に即した解釈を行っていた^(註4)（但し、現在、教大法が直接的な適用対象となるのは、法人格をもたない公立大学に限られている^(註5)）。

このような高等教育を規律する法制が存在する中で、大学審議会の上記答申を受け、高等教育法制の諸改正がなされた。このうち、国立大学の組織体制の効率性を追求することを目的に行われたのが、1999年の国立学校設置法改正であった。

そこではまず、国立大学はその目的達成に向け、組織の一体的運用により、その機能を総合的に発揮させるべき旨を定めた規定が新設された。

次いで、評議会の設置根拠規定が新設されるとともに、その構成と権限に関する規定も創設された。とりわけ評議会権限に関する規定によりその審議事項の明確化が図られたが、その意図するところは、評議会権限の限定化にあった。また、評議会の議長に学長を当てこれを主宰すること、などを内容とする規定も新設された。

教授会に関してはすでに学校教育法にその根拠規定が存したが、改正国立学校設置法に新たにその設置規定と教授会権限に関する規定が盛り込まれた。その内容は、評議会の場合同様、教授会権限の限定化を企図したものであった。

また、学外者のみで構成される会議体である「運営諮問会議」の設置規定が設けられるとともに、これに大学の基本計画や大学評価等の重要事項の審議権を付

与した。

加えて、上記大学審議会答申の趣旨を踏まえ、大学の組織体制、意思決定の在り方に関連して、次のような法改正も併せ行われた。

その第一が、教育公務員特例法に、教授会を置く組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に当り教授会に意見を述べることができる旨の規定が新設されたことである。第二が、第一の改正事項に連動するものとして、学校教育法に、「学部長」設置に関する規定と、「学部長は、学部に関する校務」を掌る旨の職務権限規定が新設されたことである。

(3) 1999年国立学校設置法改正の意義

国立大学の法人化に伴い、国立学校設置法が廃止されるまでの間の最後の重要な法改正が、この1999年改正国立学校設置法であった。

従来より評議会、教授会は全学と部局という学内設置単位の違いはあれ、いずれも重要な権限を行使できる教学上の会議体として位置づけられていた。1999年改正は、これら教学上の会議体の権限の明確化を通じその権限の縮減化が指向されたが、その意図は、学長権限や学部長権限の強化を通じて、国立大学における意思決定システムにおける機動性の確保と組織活動の効率化を図ることにあった。換言すれば、「学部自治」の垣根を越えた全学的立場から大学の機能を総合的に発揮させることにその眼目があった。学外者から成る「運営諮問会議」制度の創設も、国立大学のアカウントビリティを組織面から制度的に担保しようとする点にあった。

筆者は、かつて、大学の管理運営に係る同制度改正の趣旨が、国立大学にとどまらず、関係法令の改正等を通して公・私立大学に波及する可能性について言及した（早田（2000.3）、52頁）。とりわけここでは、国立大学に特化した制度改革が我が国全ての大学を対象が拡大し、「学部自治や学部教授会を通じた管理運営方式に制限を加え、人事案件等も包含した学部教授会の審議事項の抜本的見直しや、審議手続の管理主導型プロセスへの改編」の端緒となる可能性を強調した。

そうした意味からも、今次の学校教育法改正の素地

が、すでに1999年改正国立学校設置法において顕現されていたことと併せ、今後とも、国立大学において既に先行的に進められている制度が、新たな法改正等を経て公・私立大学にも及んでいく可能性が高いこと、等へ意を払っておくことが必要である。

Ⅲ. 2014年学校教育法改正に伴う認証評価の対応

1. 従来における大学基準協会の「大学評価」と教授会の位置づけ

大学基準協会は、同協会の基準である「大学基準」によって、1951年～1952年の「第1回会員相互資格審査」以降、独自の「アクレディテーション」を実施し大学評価機関としての地歩を築くとともに、2004年8月には我が国初の大学機関別認証評価機関として文部科学大臣より認証を得た。

その間、大学基準協会は、数次に亘って大学基準の改訂を行うとともに、社会に大きなインパクトを与えた幾つかの刊行物を公にした。ここでは、そこで示された教授会の役割、学長権限等について瞥見することとする。

大学基準協会は、1947年7月8日の創立総会において、前日に開催された「第2回大学設置基準設定連合協議会」で採択された「大学設置基準」を同協会の「大学基準」として採用することを決定した。この当初の大学基準は、教員人事において、学長が「教授および助教授の任免に当っては教授会に諮りその賛同を得ることを必要」（「基準四-2」）とするとして、人事における教授会自治を保障し、学長のみならず設置者の教員人事権の行使に対しても大きな制約を課す規定を設けた（同基準の趣旨は、後に制定される教育公務員特例法の該当規定にも大きな影響を与えるところとなった）。1971年5月に全面改訂された大学基準も、「教員の任免に当っては、教授会の意向を尊重することが必要である」とし、従来に比してややトーンダウンが見られるものの、教員人事における教授会の役割の重要性に変化は見られなかった。爾後、大学基準協会がその組織・活動の見直しを通じて活性化の方途を模索し新たな大学評価システムの確立に向けた検討を行って行く中で、1994年5月、大学基準の大幅改定が

なされた。そこでも、大学教員の大学運営への能動的参加の重要性が力説され、教員は「自律的社会としての大学の主要な構成員として、教育研究に関わる管理活動に関与する責任を主体的に分任することが必要」（「大学基準の解説」『基準』3-1-②）である旨が強調された。しかしその一方で、教員人事における教授会の専権的判断の存在を推認させるような規定は存在せず、教員人事に関わる内容・手続は「『学問の自由』を基礎とした深甚な配慮」（「大学基準の解説」『基準』3-1）の下で行われる必要性と、それが「明文化された基準と手続に従い、公正かつ妥当な方法」（「大学基準の解説」『基準』3-2-①）で行われるべきことについて言及するにとどまった。ちなみに現行大学基準では、教員人事を適切に行うことを要請するとともに、その地位の保障への十全な配慮を求めているとはいえ、そこで果たすべき教授会の役割に係る言及はない。

1991年6月の大学設置基準の弾力化と同設置基準に自己点検・評価の努力義務化に関する規定が新設されたことに伴い、大学評価機関として大学評価に関わる理論的、実践的蓄積を有していた大学基準協会は、各大学の自己点検・評価の参考に供することを目的に、1992年5月、「大学の自己点検・評価の手引き」を刊行した。同『手引き』の趣旨・内容を理解していくに当たり、それが、1994年の大幅改定以前の教授会自治を強く保障していた大学基準の下で公にされた点に留意が必要である。

この『大学の自己点検・評価の手引き』は、学長の権限につき、国・公立大学の場合、「大学の意思形成過程やその執行過程において指導性と調整的機能を適切に発揮」することが期待される（『手引き』50頁）とする一方で、私立大学の場合、学校教育法及び私立学校法の規定の趣旨並びに「大学の自治」の視点を重視しながら理事長、学長の各職務権限のそれぞれのバランスに配慮する必要性（同53-54頁）を指摘した。

また『手引き』は、教授会が法制度上の審議機関であることを是認する一方で、それが「教育研究機関を管理し運営するためのもっとも基礎的機関であり、大学の自主的自律的意思形成、大学の自治の基礎」であ

るとする立場を強調した(『手引き』54頁)。なお、国立大学に置かれる評議会は、重要事項の審議機関であると同時に、「全学的意思の調整機関」というように位置づけた。

大学基準協会は、『大学の自己点検・評価の手引き』公表の後、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保し、大学の質保証と改善・改革を支援することを目的に、会員資格取得を目指す大学並びに既会員校を対象に、定期的に第三者の大学評価を行う事業に着手した。1995年1月、そのための手引書として公にされたのが『大学評価マニュアル』(以下、原則、『マニュアル』と略記)である。

1994年の大学基準の大幅改定の後に公表された同『マニュアル』は、同改定の趣旨を相当程度反映させようとしたためか、教授会の果たす役割への言及がそう多くはなく、教員人事に関し「教育研究活動に対して直接的責任を負っている教授会」がそこで果たすべき役割が強調(『マニュアル』145頁-146頁)されたにすぎない。また学長の位置づけに関しても、それが「大学の教育研究活動についての最終的な責任者であり、社会に対して大学を代表する重要な存在」(同154頁)としての記述があるのみである。但し、この学長の位置づけの記述については、それが大学の対外的代表者であり教学上の最終責任者であることが強調されていることの裏返しとして、教学上の意思決定プロセスにおける教授会自治の重要性を重視することが、本『マニュアル』の本意であったというようにも理解できる。

2. 2014年改正学校教育法と認証評価基準

ここで、我が国大学機関別認証評価機関の現行の大学機関別認証評価基準が、教授会の役割、学長権限並びに学長と教授会の権限上の関係性についてどのような規定ぶりとなっているかを、本稿末尾に掲載の<表1>「学長と教授会の役割に関する認証評価機関比較表」に拠って鳥瞰しておきたい。

いずれの認証評価機関も、教授会、学長の教学上の位置づけについては、教授会が教育課程の編成・実施において直接的な責務を担っていることや、学長が

「校務」をつかさどり教学事項における最高責任者であることを前提に経営からの教学上の相対的独立性を認めようとしている点で、各評価基準は軌を一にしている。とりわけ、我が国大学の教員人事を軸とする教授会自治の伝統を踏まえ、同人事が明確な基準と手続の下、教授会の判断を尊重して行われるべきであるとする姿勢を見せている点で歩調を合わせている。

また、私立大学・短期大学の多くを認証評価の対象とする大学基準協会(JUAA)、日本高等教育評価機構(JIHEE)、短期大学基準協会(JACA)のいずれもが、法人経営を行う理事会と教学を担う学長、教授会等の権限・責任における明確な役割分担と協働の必要性を力説している。加えて、これら全ての機関の評価基準の共通事項として、法人経営、教学運営における事務組織の役割の重要性への言及がある。

そして、国立大学(法人)の多くを受審対象とする大学評価・学位授与機構(NIAD)についても、管理運営組織の機能的有効性の評価や教員組織における適切な役割分担と連携などの評価項目が設定されるなど、これらの点を重視する姿勢が窺われる。但し後者の評価項目は、大学執行部と教授会の関係の適切性の要請が含意されているものの、その眼目が、講座/学科目制が法制的根拠を喪失した後の教員間の適切な役割分担と連携関係の確立状況を直接的な評価対象とすることを企図している点に留意が必要である。また、国費の投入割合が私立大学に比して格段に多い国立大学(法人)のアカウントビリティの責務を全うさせようとする視点から、学内外の意見等を大学運営に反映させることを求めた評価項目が盛り込まれている点も、NIADの評価基準の大きな特徴をなしている。

ところで、2014年改正学校教育法の規定を踏まえて、すでに改訂を行った評価基準と未だその改訂に至っていない評価基準を比較した場合、次のような意義・特徴が認められる。

第一に、各認証評価機関の評価基準本体について見る限り、改訂のなされていないJUAA、NIADはもとより、JIHEEも改訂以前のものに比べ特段の変更は見られない。その一方で、JACAの場合、基準本体で「リーダーシップ」の語が用いられている。

第二に、各認証評価機関の評価基準の「趣旨・解説」レベルにおいても、第一で見たのと同様の傾向が看取できる。すなわち、JUAA、NIADと同様に、JIHEEも、「趣旨・解説」レベルでは従来と同様のスタンスが維持されている。その一方で、JACAはそこで、学長は、教授会の審議を踏まえその意見を聴取の上、リーダーシップを発揮させ最終判断を行うことを明文化している。

第三に、「評価項目・評価視点」のレベルで見ると、2014年改正学校教育法の反映度における各評価基準間の差異が次第に鮮明となってくる。すなわち、JIHEEでは、「意思決定と業務執行における学長のリーダーシップ」が評価視点に挙げられるとともに、その発揮が裏付けられていることを示す文書の提出を求めている。さらに、JACAの場合、評価対象となる基準項目として、「学長がその権限・責任の下、教授会の意見を参酌し最終判断」をすることや「教授会の審議機関」としての運用の適切性、さらには「学長は教授会に対し、意見を述べることができる事項を教授会に周知することなど、学長のリーダーシップを裏付ける方途に関する複数の事項が明記されている。

それでは、JUAA、NIADにあっては、既存の評価基準で2014年改正学校教育法の改正趣旨に対応できるのだろうか。この点をJUAAの評価基準に限って見ると、評価の視点中に、「教授会の権限と責任の明確化」、「学長・学部長・理事等の権限と責任の明確化」といった項目が見られるほか、「学長と教授会の権限の明確化」を認証評価における「留意事項」として明定している。これらの文言を見る限り、表見上、それらは、今次の学校教育法の改正趣旨と矛盾なく捉えることもできる。しかしながら、これらの規定の本来的な意図は、JUAAが伝統的に守り続けてきた「教授会自治」の尊重を、教授会与大学執行機関、法人との間の権限関係の調整局面で各大学に要請しようとしている点にある。今後、JUAAがそうした価値原理に支えられた大学評価を継続するのか、一定の方針変更を試み2014年改正学校教育法の趣旨に明示的に対応させた基準改定等に踏み出そうとするのか、引き続きその動向を注視していく必要がある。

IV. 教授会制度改革後の認証評価基準の行方 —むすびにかえて—

大学の管理運営の在り方については、教授会与学長の権限関係を巡り、執行権者としての学長の役割を再確認するとともに、合議制の審議機関としての教授会の役割を明確化することを内容とする幾多の改革提言がこれまでになされてきた。その所以は、学校教育法成立当初から存した「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統轄する」（学教法92条3項）とする規定の趣旨が、学長は大学の対外的代表者としての役割を担う一方で、教学上の業務執行に当っては学部自治に支えられた教授会の意思に拘束されるとする伝統的な大学自治論が大学の文化風土を強固に支えていたことに由来する。「大学連合自治」を創立の基本理念とする大学基準協会も、そうした大学の文化風土を背景に、大学基準等を通じ制度面から学部中心の教授会自治を支えてきた。

こうした潮流の大きな転機となったのは、1999年国立学校設置法改正である。同改正により、大学の機能を効率的かつ総合的に発揮させようとする観点から、教授会の審議事項の明確化を図ることを通じその権能の縮減化が指向された。今次の学校教育法改正は、そうした指向性を私立大学にまで拡大することを狙いとするものでもあった。

既述の如く、同改正に先立ち、中教審大学分科会「大学がバナンス改革の推進について（審議まとめ）」によってその改正方向が示され、同改正に合わせて、その解釈指針として位置づけられる文部科学省高等教育局長・同研究振興局長名の「平26.8.29文科高第441号通知」が発出された。

そこで、同改正法令とその意義を具体的に示した「（審議まとめ）」、「平26.8.29文科高第441号通知」が公にされたことに伴い、当面の認証評価の際の関連評価項目・視点として、どのようなものが想定されるかを、便宜上、「学長のリーダーシップ」、「教授会の位置づけ」、「教授会与学長との関係（教員人事を含め）」に大別し、各区分毎に私見を述べておきたい。「その他」で摘示した項目については、終章後段でその意義

を簡単に言及する（その説明に当っては、〈表2〉「学校教育法改正に伴い想定される学長と教授会に関わる認証評価項目・視点一覧」を参照）。

まず「学長のリーダーシップ」について見ると、「組織的なSDの実施」については、どの認証評価機関も、既に評価項目・視点としてその設定がなされている。もっとも、文教当局の求める「SD」が、学長のリーダーシップを支えるに足る内実を備えた営為として展開されるよう求めている点に留意が必要である。その一方で、「学長の業績評価のための組織と実施手続」の評価項目化は、現時点でいずれの認証評価機関でも行われていない。「学長の業績評価」の確認・検証について、「平26.8.29文科高第441号通知」、「（審議まとめ）」のいずれも、それが各大学の自己点検・評価や認証評価の場を通じてなされるべき旨を明示していることに注意を喚起したい。それ以外の評価視点・項目については、その項目化が実施済みかどうかについて認証評価機関毎に対応が分かれている。なお、文部科学省関係者が著した最近の論稿において、「高度専門職」の創設及び「高度専門職と事務職員の資質向上」を定めることを内容とする大学設置基準改正が計画されていることが示唆されている（里見、『IDE』37頁）。

「教授会の位置づけ」に関しては、「合議制の審議機関としての教授会の役割の適切性」について、全ての認証評価機関で評価項目化が図られている一方で、「教授会の設置単位の適切性とその機能的有効性」、「教授会の審議状況の透明化」の両項目については、いずれの認証評価機関でもその評価項目化が未だなされていない。なお、「教授会が掌る審議対象事項の明確化とその適切性」については、一部の認証評価機関でその評価項目化が未整備の状況にあるが、同項目は、今次の改正学校教育法の中軸の一をなすものであることから、全ての機関を通じその項目化の実現が要請されていると考えられる。

「教授会と学長との関係（教員人事を含め）」については、その評価項目化の状況について、各認証評価機関の特徴に応じその対応に差異がみられる。但し、「『学長裁定』等による教授会が意見を述べるべき事項の明確化とその周知」については、上に述べたのと同

様の理由から、全ての機関に対し、その評価項目化が求められているものと思慮される。

学校教育法改正を軸とする今次の制度改革の目的が、教学と経営の役割分担と協働を前提に、とりわけ各大学における教学改革を迅速かつ効率的に行うことができるよう、教授会を専ら審議機関としての役割に純化させることによって、学校教育法が定める学長の「本来的な権限」を十全に発揮させることにある点を十分に理解しておく必要がある。そのため学長補佐体制の制度的整備が前面に押し出されたことに留意すべきであるが、それ以上に重要なのは、学部や研究科の枠組みにとらわれないそれぞれの教学上の役割に応じて機能的に組織・運営される「教授会」の有為性が強調された点である。

2012年8月の中央教育審議会「新たな未来を築くための大学の質的転換に向けて一生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へー（答申）」は、学長を中心とする「チーム」の下で、教育プログラムのアウトカムを明示することや、学長を中心とする「チーム」が、成果評価に当り、そこで用いる測定手法を明らかにしていくことを求めた。これら提言は、いずれも、学部の垣根を越えた「教育プログラム」の構築を前提に、そこでの学修成果や教育効果の測定・評価に係る企画・立案を学長直轄下の専門組織の下で行わせることを企図したものであった。

学部自治に基礎づけられた教授会自治として生成・発展してきた我が国の伝統的な「大学像」は、今次の法改正を契機に、大きな岐路に立たされている。具体的に言えば、今回の改正により、現行の学部や研究科が、2006年3月の大学設置基準改正で「講座／学科目制」を定めた規定が削除されたことに伴い、その後も散在した「講座制」が法令上の根拠を失った「事実上の仕組み」となったのと同様の道を歩む端緒となるように思えるのである。上記表現が理解しづらければ、より直截的に言おう。今次の改正を契機に、今後、「学部」制度を根拠づけている学校教育法85条の規定から「学部」の文言を削除する若しくは同規定それ自体を削除するとともに、大学設置基準等においても同様の法改正がなされ、「事実上の仕組み」として散在する

学部が、時の移ろいの中で、次第に風化・消失してしまうのではないかと、この思いがあるのである。

すでに、2005年1月の中教審「我が国の高等教育の将来像（答申）」は、大学教育がこれまで「学部・学科や研究科といった組織に着目した整理」がなされてきたのを改め、「学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理」していく必要性を強調するとともに、それぞれの学位プログラムの目標や特色に対応させて大学を「機能別分化」させていくことを政策の柱とする方向性が示された。そうした高等教育政策の方向性は、2008年12月の中教審「学士課程教育の構築に向けて（答申）」であらためて確認されて以降、現在に至るまで陸続と継承されている。

大学の機能別分化は、既存の学部の垣根に関係なく、「教育プログラム」と「教員組織」を分離することにより、一層効果的に推進することができると考えられている。例えば、両者が分離される中で、当該大学の「教員組織」を原資に、社会や学生の教育需要に応じて教育プログラムを多様かつ柔軟に編成・展開できる機能を獲得した大学は、「教育大学」としての役割を存分に発揮することになろう。その一方で、両者の分離を前提としつつも、当該大学の「教員組織」を研究主体の組織体制と位置付ける道を選択した場合、その大学は研究重視の機能を担う大学として歩を進めることになるのかもしれない。

ところで、学部横断型の教育プログラムや全学レベルで展開される教育プログラムに対しては、基盤的経費、競争資金の別を問わず、優先的に国の資金を配分しようとするなど、現下の高等教育政策にあつては、学部の垣根を越えた教育プログラムの普及・促進を財政面から誘導しようとする兆候が窺える。加えて、文教当局は認証評価機関に対しても、既存の教育研究組織の枠にとらわれず、「教育研究への資源配分の効率性」が図られている大学をプラス評価するよう求めている。^(注6)

今後の認証評価とりわけ教育評価の在り方に関する方向性として、文教当局は、各大学が自律的に確立した内部質保証システムにPDCAの循環サイクルを組み込み、当該大学の教育プログラムに対応させた「専

門分野別評価」に注力できるような大学評価のシステム改革を、我が国認証評価機関に対して要請している。我が国内外の情勢が不透明感を増し、経済や技術革新がグローバルな対応を求められる中、上記のような政策上の要請に対して、学習者の利益擁護を基本軸に据え、大学の自主・自律性との調和を保ちつつ、人材育成機関としての高等教育の質保証に如何に有為に貢献していくのか、各認証評価機関はさらに難しい舵取りを迫られることになろう。

【注】

(注1) OECD調査団のレビューは、日本の大学の特徴として、教学上の決定権は学部教授会に帰属するとともに、教授会は設置者の決定に対しても強い拒否権を有しており、その結果に対して何らの責任も負わないことになっている(OECD(森訳)、41頁)と指摘するとともに、日本の多くの大学が「改革」を「好機」ではなく「危機」として捉え、自大学の威信の高さを信じて、改革をやり過ごしたり危機回避に回るといった保守的行動をとる(同、37頁)ことへの警鐘が鳴らされている。

(注2) 同報告書は、教授会の影響力が強い現下の大学のガバナンス構造を見直し、経営等における理事会の機能強化とともに、学長の執行権限を強化する必要性を指摘した。とりわけ、教授会と学長の関係についてこれまでの両者の関係を見直し、教授会を、学長等が教育研究の重要事項を意見聴取する場、情報共有の場としてこれを新たに位置づけ機能させるべきことを強調した。

(注3) 同判決は、教員人事に関し、a) 教員任免に係る教授会の審議決定は、学長への意見具申にとどまるものであり、教員任免の要件ではない、b) 教員人事に関わる決定は、寄付行為の定めにより、教授会ではなく理事会に委ねられている、c) 「学問の自由」が各教員に保障されていることを根拠に、教授会の決定が理事会の任免権限を羈束できる旨を主張することはできない、との判断を示した(大阪高判平10.11.26 http://jinken-net.org/saiban/kakokudai/html_form04/kaiko_kyoudjukaijiti).

html)。

(注4) 教員採用・昇進のための「選考」が、学長の定める基準により「教授会の議」に基づいて学長がこれを行うとする教育公務員特例法4条2項(現行教特法3条5項)における「教授会の議」の法意につき、「学長は教授会の決議に拘束され、それに反する学長独自の決定をなすことは許されない」(有倉遼吉編、370頁(注解者:和田英夫・中里英夫))、当該規定は「教授会が教員人事を実質的に決定するという大学の自治の慣行を反映」したもので、教授会の議決内容は「法的拘束力をもつ」(永井憲一編、261頁(注解者:榊達雄))とするのがこれまでの伝統的な通説であった。このように、教員人事における教授会の果たす役割に関しては、上記認識で一致し特段の争いはなかった一方で、学校教育法59条(現行学教法93条)に根拠を置く教授会の法的地位・性格については、これを「審議機関」とする説(永井憲一編、117頁(注解者:堀江宗生))と「大学管理上の基本となる管理機関」とする説(有倉遼吉編、164頁(注解者:山崎真秀))に学説は二分されていた。

(注5)「平26.8.29文科高第441号通知」は、「公立大学には、従来通り、教育公務員特例法が適用」されるとし、「公立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の改正の対象ではなく、法的な取扱いに変更はない」とした。

(注6) この点について、中教審大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」は、「学部・研究科等を越えた学内資源配分の最適化」、「教育研究組織の再編成」に取り組む国立大学を、運営費交付金を通じて重点的に支援することを求めている。また、私立大学について「教育の質的転換、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む大学」を、私学助成を通じて支援するとしている。同様の趣旨は、文部科学省関係者の論稿でも、これを敷衍する形で記した上で、こうした営みを積極的に展開する大学に対し「プロジェクト型の予算も含め、今後とも予算を通じ

た改革の推進に努めていきたい」と述べられている(里見(2015.1)、『IDE』37頁)。

このほか、「(審議まとめ)」は認証評価機関に対し、限られた資源を有効に活用して高い教育研究成果を挙げ得ているか否かという視点に立脚し、「資源配分の効率性」に着目した大学評価を行うよう要請している。

【参考文献】

- ・里見朋香「『行動する学長』の時代」『IDE 現代の高等教育—学長のリーダーシップとは—』No.567(2015.1、IDE 大学協会)
- ・根岸佳代「学長のリーダーシップ観—2014年度朝日新聞社×河合塾共同調査から—」同上誌
- ・羽田貴史「教育マネジメントと学長リーダーシップ論」日本高等教育学会編『大学教育のマネジメントと革新』『高等教育研究』第17集(2014.5、玉川大学出版部)
- ・大崎仁「大学のガバナンスとは」『IDE 現代の高等教育—大学のガバナンス再考—』No.545(2012.11、IDE 大学協会)
- ・渡辺一雄編『<教育政策入門4>大学の運営と展望』(2010.11、玉川大学出版部)
- ・早田幸政「教員組織」早田幸政・諸星裕・青野透編著『高等教育論入門—大学教育のこれから—』(2010.11、ミネルヴァ書房)
- ・早田幸政「『大学像』の変容と大学評価の課題」東海高等教育研究所編『大学を変える—教育・研究の原点に立ちかえて—』(2010.11、大学教育出版)
- ・鈴木勲編著『[第7次改訂版] 逐条学校教育法』(2009.11、学陽書房)
- ・OECD 編著(森利枝訳、米澤彰純解説)『日本の大学改革—OECD 高等教育政策レビュー: 日本』(2009.10、明石書店)
- ・濱名篤「学長の可能性」『IDE 現代の高等教育—学長の可能性—』No.477(2006.1、IDE 大学協会)
- ・大学基準協会年史編さん室『大学基準協会五十五年史 資料編』(2005.4、大学基準協会)
- ・早田幸政「高等教育改革と大学法制」日本教育法学

- 会編『教育立法と学校自治・参加』『日本教育法学会年報』第29号（2000.4、有斐閣）
- ・早田幸政『大学評価システムと自己点検・評価—法制度的視点から—』（1997.4、エイデル研究所）
- ・大学基準協会『大学評価マニュアル』（1995.1、大学基準協会）
- ・大学基準協会『大学の自己点検・評価の手引き』（1992.5、大学基準協会）
- ・永井憲一編『[別冊法学セミナー基本法コメント] 教育関係法』（1992.10、日本評論社）
- ・有倉遼吉編『[別冊法学セミナー基本法コメント] <新版>教育法』（1977.9、日本評論社）

＜表1＞ 学長と教授会の役割に関する認証評価機関比較表

認証評価機関名	大学基準協会 (JUAA)	大学評価・学位授与機構 (NIAD)	日本高等教育評価機構 (JIHEE)	短期大学基準協会 (JACA)	備考
基準	・明文の規定による適切な管理運営の実施 (基準9)	・明確な基準とその適切運用による教員人事の確保 (基準3-2) ・管理運営体制等の適切な整備・運用 (基準9-2)	・経営管理と財務 (基準3) (領域: 経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤と収支、会計)	・教育目標達成に向けた教育資源 (人的資源を含む) 及び財的資源の効果的活用 (基準Ⅲ) ・教育上の使命を達成するためにリーダーシップ、ガバナンスを発揮させることの明確化 (基準Ⅳ)	
基準の趣旨・解説	・明文の規定による適切な教員人事の実施 (「教員・教員組織」解説) ・教学組織と法人組織の権限と責任の明確化 (「管理運営・財務」解説) ・学長、学部長等の権限と責任の明確化及び任免方法等の適切性 (同上)	・適切な役割分担と組織的連携の下での責任の所在が明確な教員組織の編制 (基準3趣旨) ・管理運営組織等の機能的有効性の確保 (基準9趣旨) ・構成員の責務と権限の明確化及び効果的運用 (同上) ・大学内外の関係者の意見等を踏まえた迅速な意思決定 (同上)	・教員と職員の連携・協働の重要性 (基準3解説) (注2)	・経営者と教職員の協力体制の確立 (基準Ⅲ解説) ・理事長・学長によるリーダーシップの下、理事会、教授会の責任と役割の明確化及び相互協力 (基準Ⅳ解説) ・学長は、教授会の審議に基づく意見を基に、リーダーシップを発揮し最終判断 (同上) (注4)	(注2) JIHEE は、ほかに「エビデンス」として、教員人事、方針を示す文書の提出を求める。 (注4) JACA は、ほかに、学校教育法が教授会を審議機関として位置づけたことを明示。
基準項目・評価視点	・教員の組織的連携体制と教育研究上の責任の明確化 (「教員・教員組織」視点) ・教員人事の適切性 (同上) ・教学組織と法人組織の権限と責任の明確化 (「管理運営・財務」視点) ・教授会の権限と責任の明確化 (同上) ・学長・学部長・理事等の権限と責任の明確化 (同上) (注1) ・学長・学部長、理事等の選考方法の適切性 (同上)	・適切な役割分担と組織的連携の下での責任の所在が明確な教員組織の編制 (基準3視点) ・明確な基準による教員人事の適切運用 (同上) ・管理運営組織等の規模と機能の適切性 (基準9視点) ・大学内外の関係者の意見等を踏まえた管理運営の適切性 (同上)	・大学の意思決定組織の整備、権限・責任の明確化及び機能性 (基準3-3-3-①視点) ・意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮 (基準3-3-3-②視点) (注3) (なお、ここでは、「自己判定の留意点」として、教育に関わる意思決定機関の組織面から見た大学の使命・目的、学修者の要求への対応状況の適切性、といった項目も設定されている)。	・教育課程編成・実施方針に基づく教員組織の編成と明文規定による人事の実施 (基準Ⅲ-A-1テーマ・区分) ・学長は、その権限・責任の下、教授会の意見を参酌し最終判断 (基準Ⅳ-B-1テーマ・区分) ・教授会の審議機関としての適切運用 (同上) ・学長は教授会に対して、意見を述べるのできる事項を教授会に周知 (同上)	(注1) JUAA は、「管理運営・財務」における「留意事項」として、学長と教授会の権限の明確化を規定。 (注3) JIHEE は、そのための「エビデンス」として、「学長のリーダーシップを支える仕組みを示す資料 (権限の明確化、調査・企画部門の整備等)」の提出を要請
改訂年月 (実施年度)	2010(平22)年3月改訂	2011(平23)年3月改訂	2014(平26)年8月改訂	2015(平27)年7月改訂 2016年度より適用	

【出典】大学基準協会『大学評価ハンドブック』（2014.4）、日本高等教育評価機構『[平成27年度版] 大学機関別認証評価実施大綱』及び <http://www.jiheer.or.jp/achievement/guide/>、短期大学基準協会『[平成27年7月改訂] 短期大学評価基準』及び大学評価・学位授与機構の http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/1178444_1137.html を基に筆者の判断で作成。

＜表2＞ 学校教育法改正に伴い想定される学長と教授会に関わる認証評価項目・視点一覧

領域	想定される評価項目・視点	根拠となっている法令・通知等	現時点での設定の状況	備考
学長のリーダーシップ	学長の補佐体制の整備・確立の状況	学教法92条、「(通知)」、「(審議まとめ)」	△	
	学長を支える「高度専門職」の設置状況	「(審議まとめ)」	△	省令化の計画あり
	組織的なSDの実施	「(審議まとめ)」	○	省令化の計画あり
	IRの設置とその機能の有効性	「(審議まとめ)」	△	
	学長の業績評価のための組織と実施手続	「(通知)」、「(審議まとめ)」		
教授会の位置づけ	合議制の審議機関としての教授会の役割の適切性	学教法93条、「(通知)」、「(審議まとめ)」	○	
	教授会が掌る審議対象事項の明確化とその適切性	学教法93条、「(通知)」、「(審議まとめ)」	△	
	教授会の設置単位の適切性とその機能的有効性	「(通知)」、「(審議まとめ)」		
	教授会の審議状況の透明化	「(通知)」、「(審議まとめ)」		
教授会と学長との関係(教員人事を含め)	学長決定と教授会の判断(審議結果等)の関係の適切性	「(通知)」、「(審議まとめ)」	△	
	「学長裁定」等による教授会が意見を述べるべき事項の明確化とその周知	「(通知)」、「(審議まとめ)」	△	
	学長決定に至るまでの確立された意思決定プロセスの適切性	「(通知)」、「(審議まとめ)」	△	
	教員の人事方針と「大学の方針」との整合性	「(審議まとめ)」		
その他	教員人事における学長と教授会の役割分担と協働	「(審議まとめ)」	△	
	教育研究への資源配分の効率性	「(審議まとめ)」		

(注1) 「根拠となっている法令・通知等」にある略称の正式名称は、次の通り。

「(通知)」：文部科学省高等教育局長・同研究振興局長「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について(通知)」(平26.8.29文科高第441号通知)

「(審議まとめ)」：中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(2014.2.12)

(注2) 「現時点での設定の状況」における(○)、(△)の表示の意は次の通り。

(○)：大学機関別認証評価機関の全てが、既に評価項目若しくは評価視点などとして評価対象項目に設定されていると考えられるもの。

(△)：大学機関別認証評価機関の一部において、評価項目や評価視点などとして評価対象項目に設定されていると考えられるもの。

Transformation of Faculty Council Autonomy and Certified Evaluation & Accreditation — Focus on the “2014 Reformation” of School Education Act —

※ Yukimasa HAYATA

[Key Words]

“2014 Reformation” of School Education Act, Relationship between Faculty Council and President, Faculty Council Autonomy, Authority over Personnel Matters of Faculty, Certified Evaluation & Accreditation

[Abstract]

The purpose of this study is to consider the new relationship between faculty council and president in university/college by the “2014 Reformation” of School Education Act.

Based on the above, first this paper describes contents and the meaning of the “2014 Reformation”, traditional theories about faculty council autonomy, Japanese brief history of the regulative reformation concerning faculty council.

Next this paper analyzes what kind of influence the “2014 Reformation” has on the Institutional Certified Evaluation & Accreditation.

Finally on the basis of the above examinations, this paper considers the significance of this reformation in Japanese higher educational system reform over the future.

※ Professor, Faculty of Science and Engineering, Chuo University